

## CASE1-1

学校（授業）で市販の参考書を  
コピーして利用したい

**Q**：学校には、年度当初多くの出版社から「見本品」として問題集や資料集などが配布されてきます。これらを児童生徒分印刷し、授業に利用してもよいでしょうか？



**A**：いけません。教材品は、必要部数を購入することが求められています。



■なぜダメなのでしょう？ 第35条（学校その他の教育機関における複製等）には、「教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、（略）著作物を複製（略）することができる。」とあります。授業を実施するためであれば、どのようなものであっても複製することができるのではないのですか？



□ちがいます。第35条には「ただし、（略）著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」とあります。著作権法は、著作権者の利益、つまり知的財産等を守るための法律ですので、権利者等に不利益を与える行為は認めていません。「見本品」だからといって、どのように利用（複製）してもよいというわけではないのです。

#### 解説 1 教材品をコピーしてはいけない理由と「どうすればいいか？」

学校に見本として送られてくる教材は、学校直販教材と言って、教材会社などが、児童生徒が「一人一冊購入する」ことを前提として販売しているものです。つまり、無断で複製して利用してしまうと、それ

が著作権者（教材会社）の利益を不当に害することにつながってしまうため、複製利用ができないのです。

このような場合、著作権者の利益を不当に害しないためには、授業に参加する児童生徒数分（必要な冊数）を購入しなければなりません。

#### 解説 2 人数分購入した教材をコピーして利用することはできる？

授業では、基礎知識等を身につけさせるため、全員分購入したドリルや問題集を二度、三度とコピーして、児童生徒にくり返し学習させることがあります。では、このような場合も「著作権者の利益を不当に害する」ことになるのでしょうか？

著作権法は著作権者の利益を守ることが目的です。この場合、全員分を購入し、著作権者に相応の対価を支払っているのですから、著作権者に不利益を与えているとはいえません。書店などで市販品を購入した人が購入した本を何度コピーしてもなんの問題も生じないのと同じように、人数分購入したうえであれば、児童生徒が個人的に何度コピーをしてもよいのです。

#### 解説 3 1冊だけ購入した教材をコピーして利用することはできる？

第35条の「教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、（略）著作物を複製（略）することができる。」が適用されるのではないかとと思われるかもしれませんが、ちがいます。

この場合、著作権者に支払っている対価は1冊分です。参考書の一部（グラフや表など）を利用する場合などは第35条の授業の過程においては認められているとしても、丸ごと1冊をコピーすることや、1ページ分をそのまま学級の人数分印刷して配布することは、著作権者の利益を不当に害する行為となってしまうため、認められません。

## 作者が特定できないマクロで作成された excel のシートを使い続けたい



**Q**：学校で以前から使われている、マクロが組まれた excel のシートを文書整理に使っています。このまま使い続けても良いのでしょうか？



**A**：著作者不明の場合の著作権法上の制度としては、裁定制度（著作権法第 67 条）を利用して著作権者のために使用料を供託した上で使い続けることはできます。

しかし、作者不明のマクロのままでは、急に利用しているマクロが動かなくなった時や修正が必要になったときの対応が難しいので、新たに同様のシートを作成することが良いと思われます。



■プログラムと言ってもプログラム言語、その上でのコンピュータを動かすもの、などとプログラムにもいろいろありますが、全て著作物になるのですか？



□著作権法第 10 条第 3 項にはプログラムの著作物に対する法律の保護は、そのプログラムを作成するために用いるプログラム言語（プログラムを表現するための手段）、規約（プログラム言語の用法についての約束）、解法（指令の組み合わせ）には及ばないとされています。

その上でコンピュータを動かすアイデアを、形としてあらわされた創作性のあるプログラムが著作物ということになります。



**解説 1** マクロで動くシートに著作権はあるのでしょうか？

マクロはコンピュータを動かすプログラムです。著作権法第 10 条第 1 項に著作物の例示があり、第 9 号に、「プログラムの著作物」と

明示されており、プログラムであるマクロは著作物と考えることができます。コンピュータにどのような動作をさせるかという考えをマクロという形でシートに書きこんでいます。文書を整理するために、見出しをつける、見出しをもとに並べ替えるなどが自動的に実現されているマクロは、利用のしやすさに合わせてアイデア（こうしたい）をもとに創作されているものですので、アイデア（こうしたい）だけではなく、それをプログラムとして形にした著作物です。

**解説 2** 著作者不明であることにはどのような対応をすればいいの？

そのシートが、有償の物である場合には、著作権者に対しての支払いが生じます。わからないからと無償で使い続けて良いものではありません。有償の場合は、本来であれば原本やその利用規約などがあるはずなのですが、それも残っていない場合には、著作権法第 67 条には、公表された著作物で

- ・相当期間にわたり公衆に提供されている
- ・著作権者と連絡をとるべく相当な努力をしてもその著作権者と連絡がとれない

場合に文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金を供託して、利用することができるとされていることに該当します。なお、第 67 条の 2 には、裁定申請中にも担保金を供託することで利用し続けることができるとされているので、学校の利用はそのまま続けることができます。

供託金を支払うことを考えると、わからないものを不安なまま使い続けるのではなく、新たに同様のプログラムを購入するか、新たに作成することも考えられます。



**解説 3** 校内で利用するために職員が自作したプログラムやマクロで構成したシートを使う時にはどうする？

校内で使うために学校で自作したプログラムについては、職務上作成する著作物の著作者（著作権法第 15 条第 2 項）が該当します。学校が必要（法